

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局の予備免許を与える際に申請者に対して指定する事項に該当しないものはどれか。電波法（第8条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 運用許容時間
- 2 通信の相手方及び通信事項
- 3 電波の型式及び周波数
- 4 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B 以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく C その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A	B	C
1 廃止した	1 箇月	送信装置及び空中線の撤去
2 廃止した	3 箇月	空中線の撤去
3 廃止する	1 箇月	空中線の撤去
4 廃止する	3 箇月	送信装置及び空中線の撤去

A-3 海上移動業務の無線電話通信における電波を発射する前の措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第19条の2及び第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を最良の動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。
- 2 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を最良の動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- 4 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

A-4 安全通信に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、船舶局において安全通信を受信したときはどうしなければならないか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要に応じて安全通信の要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 遅滞なく、安全通報の要旨を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 直ちに通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して安全通報を送信しなければならない。
- 4 安全通報を確実に受信したときは、受信証を送信しなければならない。

A-5 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- 3 無線局を運用する場合においては、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合を除き、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。
- 4 無線局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

A-6 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-7 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条、第8条及び第8条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中 A 、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- ② ①により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を B しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、 C に、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。

	A	B	C
1	毎日1回以上	船舶の責任者に通知	1年以内の期間ごと
2	毎日1回以上	免許人に報告	6箇月以内の期間ごと
3	毎週1回以上	免許人に報告	1年以内の期間ごと
4	毎週1回以上	船舶の責任者に通知	6箇月以内の期間ごと

A-8 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信において、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けた場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第22条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに A しなければならない。 B のための電波の発射についても同様とする。
- ② ①の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 C を示すものとする。

	A	B	C
1	空中線電力を低下し、混信を与えないように	通報の送信	分で表す概略の待つべき時間
2	空中線電力を低下し、混信を与えないように	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の程度
3	その呼出しを中止	無線設備の機器の試験又は調整	分で表す概略の待つべき時間
4	その呼出しを中止	通報の送信	受けている混信の程度

A-9 次の記述は、2,182kHz及び156.8MHzの周波数の電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

2,182kHz及び156.8MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 A 以上にわたってはならない。ただし、 B の周波数の電波を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合及び C の周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	1分	156.8MHz	2,182kHz
2	1分	2,182kHz	156.8MHz
3	2分	156.8MHz	2,182kHz
4	2分	2,182kHz	156.8MHz

A-10 遭難通信及び安全通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第68条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局等（注）は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
注 海岸局及び船舶局をいう。以下同じ。
- 2 海岸局等は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 海岸局等は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 4 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が終了するまでその安全通信を受信しなければならない。

A-11 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における遭難通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第77条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難呼出しを行った無線局は、 A 、遭難通報を送信しなければならない。
- ② 遭難通報は、無線電話により次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
 - (1) 「 B 」又は「遭難」
 - (2) 遭難した船舶又は航空機の C
 - (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要なとする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ③ ②の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。

	A	B	C
1	遭難呼出しに対する応答を受信した後速やかに	メーデー	所有者又は運行者
2	遭難呼出しに対する応答を受信した後速やかに	ディストレス	名称又は識別
3	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	ディストレス	所有者又は運行者
4	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	メーデー	名称又は識別

A-12 次に掲げる事項のうち、無線局がその免許を取り消されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- 2 免許人が電波法第73条（検査）第1項による無線局の検査を拒んだとき。
- 3 免許人が総務大臣の許可を受けずに電波法第17条に規定する無線設備の変更の工事を行ったとき。
- 4 免許人が電波法若しくは電波法に基づく命令に違反したとき。

A-13 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに、総務大臣が免許人に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に **A** の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** なければならない。
- ③ 総務大臣は、電波法第71条の5（技術基準適合命令）の無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき、①の **A** の停止を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、 **C** ことができる。

A	B	C
1 無線局の運用	電波の質の測定結果を報告させ	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる
2 無線局の運用	電波を試験的に発射させ	登録検査等事業者（注）にその無線設備等を検査させる
3 電波の発射	電波の質の測定結果を報告させ	登録検査等事業者（注）にその無線設備等を検査させる
4 電波の発射	電波を試験的に発射させ	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる

注 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A-14 次の記述は、船舶局に係る免許状及び無線従事者免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、 **A** の **B** に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を **C** していなければならない。

A	B	C
1 主たる通信操作を行う場所	見やすい箇所	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて提示することができる場所に保管
2 主たる通信操作を行う場所	できる限り上部	携帯
3 主たる送信装置のある場所	見やすい箇所	携帯
4 主たる送信装置のある場所	できる限り上部	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて提示することができる場所に保管

B-1 無線設備を設ける場所の要件に関する次の記述のうち、電波法（第34条）の規定に照らし、義務船舶局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件として、この規定に定めるところに適合するものを1、これに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。
- イ 航海船橋又は航海船橋に隣接する場所であること。
- ウ 無線設備を設置するための無線通信室が他の室から独立して設けられた場所にあること。
- エ 当該無線設備の機能に障害を及ぼす^{おそ}虞のある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- オ 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。

B-2 無線局に選任された主任無線従事者の職務に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、主任無線従事者の職務に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるときに総務大臣に報告すること。
- イ 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- ウ 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- エ 無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときに総務大臣の許可を受けること。
- オ 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。

B-3 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の に限る。ただし、 のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために ことができる。
- ③ 船舶局は、 と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は について、 から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

- | | | |
|-----------------|----------------|------------------|
| 1 航行中及び航行の準備中 | 2 航行中 | 3 送信装置 |
| 4 受信装置 | 5 電波の発射の停止を命ずる | 6 必要な措置を執ることを求める |
| 7 海岸局 | 8 海岸局又は他の船舶局 | 9 使用電波の型式若しくは周波数 |
| 10 周波数若しくは空中線電力 | | |

B-4 次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人のための通信であって、急を要するものを海岸局との間で行う場合
- イ 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- ウ 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合
- エ 中短波帯の周波数の電波により、気象の照会又は時刻の照会のために海岸局と通信を行う場合
- オ 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

B-5 次の記述は、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、 で聴守を行わなければならない。
- ② 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、 しなければならない。
- ③ 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを に通知しなければならない。
- ④ 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを に通報しなければならない。
- ⑤ 海岸局は、①により聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が が明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

- | | | |
|----------------------|------------------|-----------------|
| 1 これを受信した周波数 | 2 遭難通信用の周波数 | 3 遭難通報を送信 |
| 4 遭難通信を宰領 | 5 その船舶を運行する者 | 6 その船舶の責任者 |
| 7 通信可能の範囲内にあるすべての船舶局 | | 8 海上保安庁その他の救助機関 |
| 9 自局の付近にあること | 10 即時の救助を求めていること | |

B-6 船舶局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線業務日誌には、機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容を記載しなければならない。
- イ 無線業務日誌には、船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要を記載しなければならない。
- ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。
- エ 船舶局の無線業務日誌には、通信のたびごとに次の(1)から(3)までの事項を記載しなければならない。
(1) 通信の開始及び終了の時刻 (2) 使用電波の型式及び周波数 (3) 相手局から通知を受けた事項の概要
- オ 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から5年間保存しなければならない。